

○延岡市補助金等の交付に関する規則

延岡市補助金等の交付に関する規則

昭和50年2月1日

規則第2号

改正	平成16年12月6日規則第26号	平成18年1月30日規則第10号
	平成18年3月14日規則第50号	平成19年2月6日規則第1号
	平成29年3月6日規則第3号	平成29年12月26日規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例その他別に定めのあるもの(以下「法令等」という。)を除くほか、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、負担金及び扶助的性格を有するものを除く。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(交付対象)

第2条の2 市長は、補助金等の交付を受けようとする事業の目的及び内容が法令等に適合し、かつ、公益上必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金等を交付することができる。ただし、市長が特に認める補助金等を除き、市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の滞納がある者については、交付の対象としない。

2 市長は、前項本文の規定にかかわらず、補助金等の交付を受けようとする者が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に事業計画書及び収支予算書を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、市税の完納証明書その他必要な書類を補助金等交付申請書に添付させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助金等の交付を受けようとする事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等は、補助事業に充当し、他に流用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止する場合には、速やかに市長に申請し、承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金等の使途等について適当でないとき認めるときは、交付の決定を取り消し、又は補助金

等の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。

(5) 市長が必要と認めるときは、関係事項について報告を求め、又は関係書類の検査をすることがあること。

(6) その他市長が必要があると認める事項

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに前条の条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金等を交付することが不相当と認めるときは、速やかにその旨を補助金等不交付決定通知書（様式第3号）により補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は変更)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは第6条の規定に準じ通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(状況報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業の遂行の求め)

第11条 市長は、補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了後20日以内又は市長の定める期日までに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 補助事業に係る領収書その他の支出を証する書類（以下「領収書等」という。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の規定にかかわらず、補助事業の内容に応じ、市長が必要がないと認めるときは、領収書等の提出を省略することができる。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、補助事業実績報告書及び前条第1項各号に掲げる書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金

等額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金等の額の確定を行ったときは、前条第1項第2号に規定する領収書等を補助事業者に戻却するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業の内容に応じ、市長が必要ないと認める場合には、交付すべき補助金等の額の確定を省略することができる。

（是正のための措置）

第14条 市長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実績が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に求めることができる。

（補助金等の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後において補助金等請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金等の請求があったときは、補助金等を交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による補助金等の交付決定通知をした後に、補助事業者の請求により、概算払又は前金払の方法で交付することができる。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 補助金等を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4） この規則又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金等を交付し、又は交付すべき補助金等の額を確定した後においても適用する。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還及び延滞金）

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

（1） 不動産及びその従物

（2） 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

（3） その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの  
（様式の特例）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

（1） 法令等に規定する所要の様式を用いる必要がある場合

（2） その他市長が特に理由があると認める場合

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際既に昭和49年度分の補助金等の申請のあったものは、この規則によりなされたものとみなす。

(北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置)

- 3 北方町及び北浦町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、補助金等の交付に関する規則(昭和42年北方町規則第2号。以下「北方町規則」という。)又は補助金等の交付に関する規則(平成10年北浦町規則第7号。以下「北浦町規則」という。)の規定により交付の決定がなされた補助金等に係る申請の取下げ、補助事業の中止又は変更及び決定の取消しについては、なお従前の例による。
- 4 前項に規定するもののほか、編入日前に、北方町規則又は北浦町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(北川町の編入に伴う経過措置)

- 5 北川町の編入の前日に、補助金等の交付に関する規則(昭和41年北川町規則第1号。以下「北川町規則」という。)の規定により交付の決定がなされた補助金等に係る申請の取下げ、補助事業の中止又は変更及び決定の取消しについては、なお従前の例による。
- 6 前項に規定するもののほか、北川町の編入の前日に、北川町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成16年12月6日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年1月30日規則第10号)

この規則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月14日規則第50号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月6日規則第1号)

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月6日規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の延岡市補助金等の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に第12条第1項の規定による実績報告があった補助事業について適用し、同日前に実績報告があった補助事業については、なお従前の例による。

様式第1号

(第3条関係)

様式第2号

(第6条関係)

様式第3号

(第6条関係)

様式第4号

(第8条関係)

様式第5号

(第12条関係)

様式第6号

(第13条関係)

様式第7号

(第15条関係)